

選 択 約 款
(家庭用コージェネレーションシステム契約)

令和元年10月1日実施

武 陽 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更	4
11. 解 約	4
12. 精 算	4
13. そ の 他	5
付 則	
1. 実施の期日	5
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	5
(別表第1) 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
(別表第2) 料金表 (その他期)	7
(別表第3) 料金表 (冬期)	8

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムをご使用いただいているお客様向けに、ガス料金、その他の供給条件を定めたものです。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社はガス供給約款の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社がガス供給約款のみを変更する場合は、ガス供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」及びガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを熱源として電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、8に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅においてコージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が0.7キロワット以上5キロワット以下であること。
- (3) 1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (4) 同一需要場所において他の選択約款、ガス供給約款又はガス小売約款に基づく契約を締結していないこと。
- (5) 当社が（1）から（4）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。
- (6) この選択約款の実施の際、現に選択約款の家庭用コージェネレーションシステム契約（平成28年4月27届出）の適用を受けていること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (5) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、ガス供給約款に定める支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、お支払いの時期により、(3)に定める早収料金、又は(4)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(6)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日がガス供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

す。

- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3%割り増したものの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は早収料金、及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) 当社は別表第2、第3の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2、第3の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1の3のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

87,490円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1の3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0461$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に

掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更

2(1)の規定によりこの選択約款が変更された場合、当社はこの選択約款に基づく契約を変更することができるものといたします。

11. 解約

(1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、5(5)の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

(2) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。

(3) (1)又は(2)の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

(4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

12. 精算

11(2)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス供給約款の規定に基づき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

13. その他

その他の事項については、ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は令和元年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表第1) 料金及び消費税等相当額の算定方法

1. 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。
 - (1) 「料金表(その他期)」とは、5月検針分から11月検針分までを適用いたします。
 - (2) 「料金表(冬期)」とは、12月検針分から4月検針分までを適用いたします。

2. 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - (1) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (2) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (3) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (4) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (5) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (6) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (7) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (8) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (9) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (10) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の

算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

4. 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(別表第2) 料金表 (その他期)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	534.60 円
------------------	----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	226.44 円
------------	----------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(2) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,805.00 円
------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.92 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第3) 料金表 (冬期)

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、70立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C 使用量が70立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	534.60 円
--------------------	----------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	226.44 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(2) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2,024.00 円
--------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	151.97 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,740.00 円
------------------	------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.45 円
------------	----------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。